特許法第30条の改正に伴う審査基準の改訂について

1. 特許法第30条(発明の新規性喪失の例外)について

特許法第 29 条は、特許出願より前に同条第 1 項各号に該当するに至った発明 (以下この節において「公開された発明」という。)については、原則として、特許を受けることができないことを規定している。しかし、自らの発明を公開した後に、その発明について特許出願をしても一切特許を受けることができないとすると、発明者にとって酷な場合がある。また、そのように一律に特許を受けることができないとすることは、産業の発達への寄与という特許法の趣旨にもそぐわない。したがって、特許法では、特定の条件の下で発明が公開された後にその発明の特許を受ける権利を有する者が特許出願した場合には、先の公開によってその発明の新規性が喪失しないものとして取り扱う規定、いわゆる、発明の新規性喪失の例外規定(第 30 条)が設けられている。

発明の新規性喪失の例外規定の適用対象となる「公開された発明」は、以下の発明であって、発明が公開されてから出願されるまでの期間が 6 月以内のものである。

- (i) 権利者の意に反して公開された発明(第1項)
- (ii) 権利者の行為に起因して公開された発明(第2項)

2. 特許法第30条の改正について

この発明の新規性喪失の例外規定については、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(TPP担保法)」によって、国際調和の観点から、米国と同様の1年に延長されることとされている(参考資料2 -1)。当該改正の施行期日は、TPP協定の発効日とされているが、TPP協定の発効日について先行きが見えない中、発効日が大幅に遅延することも予測される。

しかしながら、第四次産業革命の進展に伴い、オープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化するとともに、IoT や AI が様々な技術分野に適用されるようになる中、他社の技術を利用するオープン・イノベーションでは、本人以外の者による公開によって新規性を喪失するリスクが高まっている。また、これらの技術分野においてオープン・イノベーションの一翼を担う個人発明家・中小企業や大学研究者は必ずしも知財制度に精通しておらず、こうした者を適切に救済し、それらの発明を奨励することが求められている。

以上のような状況を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会においては、TPP 担保法の施行を待つことなく、可及的速やかに、新規性喪失の例外期間を6月から1年に延長することが提言された(参考資料2-2)。なお、本特許法第30条の改正は、新規性喪失の例外期間を6月から1年に延長するためのものであり、その余の点で変更をもたらすものではない。

3. 特許法第30条の改正に伴う審査基準の改訂について【報告事項】

TPP 担保法による改正か、又は、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会からの提言に基づく改正かに応じて、施行期日は異なり得るが、仮に本改正がなされる場合には、改正特許法の施行と時期を合わせ、審査基準の第 III 部「特許要件」、第 2 章「新規性・進歩性(特許法第 29 条第 1 項・第 2 項)」、第 5 節「発明の新規性喪失の例外(特許法第 30 条)」において、新規性喪失の例外期間を 6 月から 1 年に変更するための形式的な改訂を行う。

なお、関連規定を引用した、審査基準の第 III 部「特許要件」、「関連規定」についても、改正特許法に合わせて改訂する。

4. 改訂審査基準の運用開始時期について

本改訂は、法改正に伴う形式的なものであるため、改訂審査基準案は、パブリックコメント手続(意見公募手続)にかけずに、改正特許法の施行日から改訂審査基準の運用を開始する。

改訂審査基準は、運用開始日以降の出願に適用する。